

備後悪党年譜

出内博都

はつしめい

悪党という言葉は、古今東西を問わず、社会を乱すものとして、我々が最も関心を持たされる言葉の一つである。

こうした一般的な悪党は別として、歴史的には、すでに『続日本紀』靈龜二年（七一六）に「鑄錢悪党」と見え、平安時代の『文明節用集』にも「悪党 アクタウ又作悪盜」と見える。また、『蔭涼軒日録』には「天下野盜之長小河四郎左衛門」とあるのを「実隆公記」には「小河悪党張本」とするなど、様々な表現をしている。

しかし、時代が下がって中世になると、単に倫理的悪行のみでなく、もっと別な形の悪党が現れる。

一、鎌倉幕府における悪党

「貞永式目」三二条には

一、盜賊・悪党を所領内に置く事

として、厳しい禁令がなされている。これは当時地頭が悪党・盜賊を荘園侵略のための兵力として利用することがあり、それを誡たものである。さらに寛元三年（一二四五）には「海陸盜賊・悪党」を禁断すべき法令を追加している（「貞永式目」追加二五二条）が、これによると、

「すでにこのような悪党は式目にも載せられているが、無沙汰するものが多いとの風聞があるため、このような悪党を見隠し聞き隠ししないという起請文を御家人に提出させたが、なお悪党は断絶しと言ふ。早く国々守護、所々地頭に仰せ、懲肅を加うるべし。この上なお悪党蜂起の聞こえある所々については、守護も地頭も改易する」

として起請文まで提出させている。また、正嘉二年（一二五八）には「且は権門勢家の領たりといへども、守護人の下知に背き悪党を拘惜するに於ては注申に随ひてその科に処せらるべきなり」と画期的な禁令が發布されている。この後も幕末までたびたび禁令が出されているが、弘長二年（一二八四）の

「悪党を好んで召し仕う輩を罰する事」

弘安七年（一二八四）の

「悪党であると言ふ風聞を立てられた者は、分明の証拠がなくても、御家人の場合には六波羅に召進し、非御家人・凡下の輩も同様」

などの禁令に見られるように、鎌倉御家人体制の中では、少し異質な集団であることを窺わず記述が見える。

二、「峯相記」に見る悪党

「峯相記」は、中世播磨の仏教事情や社縁起等の故事を中心に述べた書物で、室町時代初期に成立したが、作者は不詳である。貞和四年（正平三年・一三四八）播磨の峯相山鶏足寺を訪れた作者が、旧知の老僧に会い、二人が問答するという形式になっている。この中で当時の世相について触れ、悪党について概ね次のような記述がある。

①初期の悪党は柿帷に六方笠、烏帽子、柄鞘のはげた太刀を帯び、撮棒さくぼう、杖を持った異類の服装、博打小盗を業となし、集団行動をとり、合戦に信義なし（正安・乾元頃―一三世紀―一四世紀）。

②元応元年（一三一九）に山陽・南海十二か国に鎮定使派遣される。

③正中・嘉暦（一二三九頃）、大規模活動を起す。

良馬に乗り（五〇騎―一〇〇騎）、兵具に金銀をちりばめ、立派な鎧・腹巻を着す。党を結び、契約を成し、一方の味方と称し所々を押領した。警護の守護は彼らの權威を恐れ、追罰の武士も憚りをなす有様である。

右の通り、初期の悪党はみすばらしい異様な風体をした小集団で、山賊・小盗などを業とし、節操のない輩で、その性格は超時代的悪党Ⅱ社会的落伍者と規定できよう。

これに対して、後期のそれは、一個の武士集団として騎馬を連ねて行動し、守護なども恐れるほどの集団である。また、前者が本拠地を持たない浮浪者的集団であるのに対し、後者は本拠地において築き上げた勢力を発展させようとして時の政権・支配者と衝突する新興集団と言えよ

う。すなわち一四世紀前期中葉には「武士団としての悪党」が成立していたと考えられる。

発生地域の特性

資料で裏付けられるものは五畿内・伊賀・伊勢・志摩・尾張・近江・若狭・越前・丹波・播磨・備前・備後・紀伊など畿内周辺地域である。これらの地域は当時の先進地帯で、農業生産力も高く、手工業・加工業が進展し、各階層の人々がそれぞれの条件において、流通経済に関与でき、荘園領主・地頭・庄官・農民・非農民がそれぞれの勢力維持拡大をほかり、一つの土地に対しても重複した権利関係が存在し、紛争の種は随所に存在していた。

農民層の動向

農民は

①名田を経営し、徴税請負人的性格をもつ名主層

②一色田・間田の作人である小百姓・間人などの隷属的農民

③名主に隷属してその労働力となった下人・所従

などに区別されるが、一三―一四世紀にかけては名田の分割・売買が行なわれ、名田体制の崩壊傾向の中で、②③階級の農民の独立化が進む。在地領主の動向

荘園支配機構の末端として支配機能を分担している下司・公文・田所・追捕使などが、この時期になると、権限を超えて領主的支配を志向する者が多くなった。こうした有力者が共通利害の元に、団結したり対立したりする中で、対荘園領主闘争・対在地有力者競合・対農民支配と複雑な条

件が絡み、遠隔地荘園の支配者に比して複雑で不利な条件があった。

荘園領主の動向

荘園を支配の面から類別すると、①膝下荘園、②中間的荘園、③遠隔地荘園に分けられる。

①は自墾地系荘園で近辺にあり、在地勢力が領主化する条件が少ない。
②は地理的にも中間地帯にあるが、その成立も自墾地十寄進地からなる中間的性格で、寄進者とその子孫が庄官として勢力を保有している。荘園領主はこの支配強化をはかり、その結果現地勢力との対立は深まって紛争が増大し、悪党の発生が多くなる。悪党の発生はこのほかに、新たな収入源となる関・津・港などにおける商業活動をめぐっても多く発生している。

三、張本の身分と発生の原因

大寺院の内部対立と体制内の悪党

①四天王寺事件

天福二年（一一三四）執行明順が前執行円順に殺され、前者の縁者壬生藏人が二〇〇人を率いて円順を襲撃した。嘉禎三年（一二三七）明順方の悪党百余人、寺内に乱入しようとして渡辺覚に誅伐されたが、この傾向は山門にも見られ、世俗勢力と結び、悪党として指名手配を受ける者も出た。その中に権少僧都・律師・堅者・注記などの役僧などもいた。

②醍醐寺事件

座主争いで座主になった定済を前任者一派は「好みて数多の悪党を召

仕し、悪党の張本」と訴え、また、座主方訴状には「前座主実深の門中、隆尊は先年悪党蜂起の時、最張本たるにより勅勘に処せられた」という。

③東大寺領黒田荘預所兵部房快実は、供米未進を理由に庄務取り上げに對して「寺敵悪行」の行動をとり、俗人三名と悪党交名を残している。

④山僧（延暦寺僧）の商業活動者の悪党化の例として、正和四年（一一三五）兵庫関の交名注進に九二名の名があるが、治部卿律師良慶以下二〇名が山僧である。その中で張本良慶が律師で、他にも堅者・注記などの役僧がいる。成林房因幡・勝藏房大進など悪党として「衮言旨」を蒙る者おり、内部抗争で延暦寺をはなれた山僧が、兵庫関付近六都に住む俗人七二名と組んで、東大寺の支配を排除し、関の目銭・升米にどの徴収権を手中に納めようとした。

在地庄官・領主層の悪党化

①預所・雑掌は在地の有力者が任命され、下司・公文などより上位で、領主の代理として事にあたり、その命令を下達する立場であるが、これらが単に年貢未進のみでなく、権限を超えた収奪など、領主化の傾向が出て領家と対立する。領家はこれを排除するため、他の勢力を利用するが、その勢力がまた同じ動きをなし、再び前の勢力に頼らざるを得なくなる（東寺領弓削島庄預所承誉と預所連願・実心の場合、寺も悪党勢力を持つ承誉を再度預所にする）。

②下司・公文などの庄官も同じ傾向にあり、私的支配を深め、寺家と対立し、悪党と呼ばれる勢力になる。

四、悪党活動の実態

①年貢対杆

闘争の第一段階が年貢・公事の未進・対杆・抑留である。この場合、使者が下向するが、これが武力対立のもととなる。

②刈田狼籍

これは対領家行動だけでなく、対立勢力に対する場合が多い。

③路次狼籍

単なる路上強盗とは少し違い、交通要地の住人が関銭の未払い通行者の荷物を奪取したり、年貢を奪うなどの闘争手段で、無差別強奪ではない。

④銭貸・資材奪取

刈田狼籍に次いで多く、人質解放による銭・米の要求もあり、高利貸資本に対する手段とも思える。

⑤一庄押領

南北朝期頃より「下地押領」とか「一庄押領」の訴状が見られる。

⑥他庄への進出と組織化

一味と連絡を取り、相互に援助したり、惣領制の緩みと関連し、通婚・烏帽子親子などの血縁擬制・共通利害などによって組織化をはかる。

五、悪党の終焉

1、悪党の対応

悪党指名になると、弁明の機会も与えられず、実力行使以外に手がなく、不安定なゲリラ戦を繰り返しながら、やがて他の権門に従属してそ

の権威に頼る。

2、倒幕拳兵に参加

播磨大部庄の悪党「河内桶入道」や和泉若松庄の「楠兵衛尉」などの記録があり、楠正成に関連するものとして評価されている。赤松則村軍の中の飽間九郎左衛門光泰は、播磨矢野庄悪党寺田法念の一味であり、備中の頼宮孫三郎、田中藤九郎、同孫九郎は赤松軍に従い、京都攻めの時には

「我等父子兄弟、少年ノ昔ヨリ勅勤武敵ノ身ト成リテ山賊海賊ヲ業トシテ一生ヲ楽メリ、然ルニ今幸イニ此乱出来リ、カタジケナクモ万乗ノ君ノ御方ニ参ス…」と名乗りして奮戦している。

3、南朝方を標榜

大義名分のため、南朝方を自称し、行動を起こす。西国に多い。

4、守護勢力との結合

鎮庄の全面に守護が出て、守護体制が固まるにつれて、守護の被官化の傾向をたどる。

六、備後の悪党の諸相

1、高野山領大田庄預所淵真の暴虐

預所淵真の正体、任命の経緯は不明の所が多い。元来当庄は寺家直務の荘園で、高野山の山僧が預所となつて、四人いづれも現地に赴任在任が原則であった（預所代の場合もある）が、淵真は尾道に住み、俗人並の生活をし、僧職にしても彼が預所に任命された永仁五年（一二九七）に

は「和泉法眼」とのみあり、仏師・経師などと共通の僧俗の中間的称号であった。弘安頃の「大田庄本庄文返納目録」に「阿闍梨淵真」とある史料もあるが、「法眼」を使った場合が多い。鎌倉末期は地頭(武士)による莊園侵略に耐え兼ねて、領家は有力な預所・雜掌を求める時期である。大田庄においても、地頭大田千熊丸との年貢争論がある時期であり、必ずしも寺僧に限らず、有力者を任命したのではなからうか(浄土寺関係者、地方有力武士などの説がある)。

彼が預所になって四年目正安二年(一三〇〇)卯月に「大田庄大田方本郷寺町庄官百姓等言上状」なる訴状が出された。以下これに従って淵真の悪党ぶりを見てみたい。

①まず庄民たちは、在家人が預所になることは、本願上人の御起請文、弘安七年関東御下知に背く、正規に帰すように訴えたが、取り上げられない。淵真は法眼などの僧位を名乗っていても、彼らは初めから僧職とは思っていなかったのではないだろうか。

②淵真の子範方も小預所と称して、庄務にことよせて、新儀の非法を張行し、無法な譴責を致し、農牛乗馬等を抑取し、庄民を悩ます。こんなことでは御領は損亡するほかないから、別の預所を差し向けられたい、と訴えている。更にこれを具体的に、範方は津下駄賃用途(輸送用食料)にあてるために和市之法を減じた(農作物の換金率を下げた)ので、これに対して改善を嘆願したが聞き入れられない、そののみか阿党(おもねる一味)を組んで、先例を無視し、迎船用途の追加などをし、わずかでも未進があると過法の譴責をなし、損亡の百姓か

ら農牛乗馬を抑取し、農作の妨げをなす、と続けている。

③こうした違法な支配の他に、淵真自身年貢四〇〇石を犯用したと訴えている。これについては正安二年大塔集会で、全くの言いがかりだと反論している。

④関東御下知によれば、預所は当山の浄侶なので「具下女性養蚕之条、不相応之所業成」と訴えたのに対し、淵真はこれを承知しているながら、「現在為凡僧之身、乍帯妻子、於当職、争可令拝領哉」と妻帯者である凡僧を承知で任命されたのだ、と詭弁を勞している。

⑤ここ三十余年「所当公事之未進難澁」のとき、色々憐愍を受けたが、淵真は「不存撫民之儀、成阿党於庄民」して、嗷々譴責を致し、少しの未進についても数百疋の農牛等抑取し、御領荒廢の恐れがある。

⑥もし、雜掌得分の他正直に運送せしめれば、四百余石増加があるところ、淵真は在家人なので年貢を犯用して、妻子眷属百余人を扶持し着裳之女性數十人朝夕召仕う。また、数十疋之上馬等を立飼ひ、自国他国の莊園を借り上げ、其の用途彼は計っている。

⑦彼の尾道出入りの作法は「乗輿五、六張、女騎數十騎、家子郎党等其勢及百余騎」の構成で、上下二三百前後左右相從えた行列であった。若し往復の雜人等これに近付く時は、是非なく打擲蹂躪におよぶ。

「一国守護猶以比肩に及ばず、何ぞ、いわんや自余の地頭・御家人に おいておや」

と、訴えている。こうした状況に対して庄民は、國中耳目を驚かせ、上下不思議の思いをなしている。

淵真はすでに八十におよぼんとして、榮耀身に余り過差（おごり）無比である、何の不足があつて數百貫の錢貨を費やし、自国他国に莊園を借り上げるのか、余命幾許もないのに財宝を倉に満たすのは、在家人なので子孫の後榮を思い、「忘内御照覽、費若干之仏聖年貢：雖至未來際、不住山人：」こうした預所を改めて「正直憲法之寺僧御中、於有御庄務」は御年貢が増加することは、「不可有御不審之限」と、強く交替を望んでいる。

⑧淵真は、その地位を利用して各地に「請所」を持つていた。請所とはその莊園の年貢の徴収権と、その運送権を独占したものと解される。

彼の権力・経済力は、単に領内での預所的悪行のみでは、到底賄いきれるものではないと思える。請所としてあるのは「大田庄雜掌陳状案（正安二年七月）」によれば、伊予国ニイノ庄、長門国イサノ庄、備後国河尻庄、庄名不明の出雲の莊園と思われる。

この請所のことについて淵真は、ニイノ庄・出雲の某庄は知らない、其の使者が上り下りに立ち寄つたという事実はあるが、自分が知行などということ、あるはずがない、河尻社のことは請所ではない、年貢といい、預所の得分といい、一切これを取っていない、但し法師丸名は子細あつて、息子範方が勸農のことがあつて知つてゐる、道空（寺町公文）の言うことは全く謀略の一語につきる、黙殺するほかはない、と抗弁している。

しかし、道空の「嘉禎檢注目錄」には、伊予ニイノ庄には使者として尾道浦桑原の公文佐藤二兵衛、同じく梶取職の代理が行つてゐるし、

長門イサノ庄へは使者（一人は尾道浦之百姓藤三郎である）と、故尾道浦馬二郎船が行つてゐる。さらに出雲の庄名不詳の地へは桑原方の二木の領家別作百姓源大夫入道勝願を遣わしてゐると、かなり具体的な記述があるので、淵真が預所の領域を越えて、航運業者的な性格を帯びていたことを窺わせる。淵真は単なる悪行莊官の範囲を超えて、新階層としての「悪党」への方向を目指したものであつたといえよう。しかし、彼は最終的には預所を追われ、晩年は浄土寺に関係を持ち、雲のごとく来たつて、雲のごとく去つた数奇な生涯を終えたと思われる。

2、備後守護長井貞重守護代円清、尾道襲撃

元応二年（一三三〇）円清とその子高致以下多数の武士が尾道に乱入し、放火・殺害・刃傷をなし仏法の妨げをなす。奉行飯尾為連は貞重と一体となつて院宣を渡さず、本奉行宗像基氏は沙汰を延引したので、遠島その他しかるべく断罪してほしい、と訴えている（高野山金剛峯寺衆徒解状）。

貞重の悪行はこれのみではなく、副申一三通の内訳は、武士不入地への進入三通、貞重及び代官等の悪行、ならびに海賊・悪党を養うというもの六通、悪行交名注文、院宣三通（貞重悪行嚴密沙汰「悪党覺寿事」、武家召文などであるが、内容の細部は分からない。しかし、武力的悪行・略奪などのほかに

①預所代等を殺害、擄取る。

②当浦名譽の（有名な）悪党を新預所の配下とする。

③名譽の海賊医師兵衛入道心覚、高王大夫吉村孫二郎助行、上田左衛門四郎康冬を居住させているが、康冬は守護代扶持の悪党である。守護はこれら名譽の賊徒から賄賂を取って憚らない。

④鎮圧使は守護をはばかって十分機能しないで帰洛する。

以上のような「解状」の内容を見ると、単なる武士の莊園侵略のみではなく、悪党の台頭という新しい渦が起こりつつあることが知られる。これに対して守護長井貞重は元応二年（一三三〇）十月十三日

「高野山の事は崇敬他と異ならず、別儀をもって下知をいたしました。

次いで守護代並びに違勅人等には、使者をもつてくれぐれも、悪党を扶持しないよう仰せふくめました。恐恐謹言」

と詫び状が出され、守護代高致は改易、違勅人覚寿、覚範等は戒めたという報告がなされている。高野山の方では、東寺長者道順の御教示が出され、寺務者権少僧都から検校法印に宛てて

「大田庄のことは縫殿頭貞重並びに使者の申す如くである。この上は若輩を相なだめ、嗾訴を止めて、静謐にするよう、長者が申された。仍執達如件」

と一件落着しているが、貞重の備後守護はこの頃で終わっている。

3、浄土寺周辺における甲乙人の狼籍

元弘三年（一三三三）の御醍醐天皇の綸旨があるが、鎌倉幕府滅亡の時の混乱という以外、内容は不明である。

4、因島における杵築太郎らの濫妨

北条一門が有していた因島の地頭職が、元弘三年（一三三三）十一月

十一日付の御醍醐天皇の綸旨で、浄土寺に与えられた。その翌年すでに動乱の波がこの地におよび、建武元年二月廿三日の天皇綸旨によれば、

「因島地頭職事、任先度綸旨、止杵築太郎已下悪党人等濫妨。全所務、可專御祈祷者、天氣如此、仍執達如件」

とあり、杵築太郎等の悪党が地頭職（得分）を奪っている。杵築太郎はその名称からみて、出雲大社に関係する山陰関係の間人であり、どのような経緯で進入したか不明であるが、翌建武三年七月六日の平賀共宗軍忠状（平賀家文書）に西坂本の戦いにおいて

「：討取伯耆国守長年一族杵築太郎候：」

とあり、名和長年の一族であることが分かる。公家方の武士が天皇の綸旨による因島地頭職を狙うのも、動乱期の姿であり、長い間北条氏の所領であったためであろう。この悪党事件がどのように決着したか明らかでないが、この半月後の三月十五日付の

「因島地頭職、停止衣河孫五郎入道々一以下輩濫妨、任両度勅裁、全所務、可被致御祈祷之由、天氣所候也」

という天皇綸旨がある。新政権の混乱期であり、没官領であるこの地域を悪党勢力が狙ったものであろう。

5、鞆浦釈迦堂院主代小河〇〇房等の濫妨

暦応二年（延元四年・一三三九）三月十五日に、安国寺釈迦堂に關係する小河（正徳）房が、倉用与一、赤江田讃岐房等と国衛の使者と称して、浄土寺領の得良郷（世羅郡）に打入り、所務を濫妨したというが、使者を出したこともなく、倉用与一なども知らない、今後このような輩はその

身を召進せよ、という下し文が国衙から寺務所に出されているが、誰が訴えたか不明である。寺務所に対して排除命令を出すのも筋が通らない。安国寺と浄土寺の対立が裏にあるのではないだろうか。

6、広沢五郎等の悪党が因島に乱入

暦応四年（一二三四）幕府引付頭人吉良貞家から守護細川頼有に

「広沢五郎以下輩相語隣国悪党人等、構城櫛、不叙用使節之間嚴密破却要害、追出狼籍人等」

の奉書を出している。この命令書はすでに前年出されているのにいまだ実施されないのはなぜか、来月中に「可被申左右」もし期をたがえば、

「可有其咎之状、依仰執達如件」と厳しく命じている。同じものは安芸国司竹田信武にも

「安芸国生口島甲乙人等、得広沢五郎語、打入寺領之間、可被召進交名人等」

と命じている。これもいまだになされてない、緩急があつてはならない、と厳しく催促している。庄域を越えて他領の同類と連係するところに時代の悪党の一面を見ることができるといえる。

この事件はこの時落着せず、翌康永二年五月廿一日の「備後国三吉少納言房覚弁申軍忠事」によると、以下の島において広沢五郎が大館右馬亮殿を大将として、城櫛を構え櫛籠つたので四月五日に彼城に向かい、搦手を警護した、十四日一日合戦し、その後連々の軍忠を抽でて、大将大館右馬亮殿を追い落とし、五月十九日に城主広沢五郎を降参させた、後證の為に御判を賜りたい、と奉行所へ願ひ出ている。

首謀者広沢五郎は、双三郡三谿十二郷（吉舎・三良坂地方）の地頭となった関東武士・広沢与三実方の裔で備北一帯に土着して後世、和智、江田、湯谷などに分かれ、備北の国人衆として勢いをもった大族である。南北朝期になると、主流は足利尊氏方について益々勢力を固めているが、一部は因島村上氏と連係して南朝方として動いている（芸備大張外史「三良坂町史」）。五郎は名は不詳であるが、この一派であろう。

大将にまつられた大館氏は、清和源氏新田氏流で、惣領大館氏明は新田義貞戦死後、四国に赴き、土居・得能氏とともに細川頼春を攻めたが破れ、康永元年（興国三年・一三四二）に世田城で自殺している。因島に拠った右馬亮はこの一族であろう。悪党勢力が南北朝抗争の中に吸収されていく典型的な事件であろう。なお、大館氏は後に幕府に出仕し、引付方として重きをなしている。

7、備後国利生塔領への侵入

貞和二年（正平元年・一三四六）幕府執事高師直から、宮平太郎盛重と相原民部丞（木梨親光）に対し奉書が出ている。

それによれば、諸国利生塔、安国寺は他田と異なつて、特に警護をしなくてはならない、速やかに料所上山村（葦田郡・府中市）、草村（同・同久佐町）、櫃田村（三次郡・双三郡田村）の地頭職に対する甲乙人の濫妨を止めさせ、雑掌の申請に従つて寺領所務を全うし、塔婆造営の成否を報告せよ、将又、違乱の訴あれば、奉書を遣わさずとも毎度、狼籍を鎮め、起請の詞を載せて子細を注進せよ、事を左右に寄せて非法の儀あれば、すべからず罪科に処する、依仰執達如件、と厳しい命令が出され

ている。

これに対して両使は、翌三年五月十六日に注進状を出している。それには、塔婆造営は二月廿七日に開始した、造作の最中太田庄先預所大夫房（不知実名）並堤五郎（不知実名・号広沢一族）が近隣の悪党人と相語らうて、今月一日当寺敷地、尾道浦堂崎百姓等の住宅に乱入したので、狼籍追捕のため造作が遅れました、凡そ当寺塔婆のことについては、料所・寺内を警護して進めています、しかし、領所外の狼籍は退治しにくい、これについてどのように取り扱うか、恐れ入りますが後指示ください、とある。

これについて幕府禅律方頭人藤原有範から両使に対して、所詮塔婆在所は寺家の管領なので、両使は相供に其地に莅んで、大夫房並堤五郎以下の輩を追い出し、寺家の管領を全うし造営に専念せよ、狼籍人が現れたら時を移さず退治に馳せ向かえ、として、前の指示のごとく怠れば罪科になる、と厳しく命じている。

このたびの命令は浄土寺雑裳寂明の申し出によって、なされたものであることを見ると、両使は必ずしも積極的でなく、料所外を理由に消極姿勢を見せていたのではないだろうか。そのため、起請文までつけて注進させ、罪科をほのめかしているのではないだろうか。ここでは悪党が守護・国人の被官化して終焉する傾向が見られる。

なお、堤五郎は因島の時の広沢五郎と同一系統の人物と見られ、広沢系の悪党はこの後も見られる。

8、尾道栗原保に悪党侵入

栗原保は大炊寮領で、その宰領は大外記中原氏があたり、現地支配は安芸氏があたっていた。

『師守記』によれば、貞和三年（正平二年・一三四七）十一月五日の条に、備後国栗原保より飛脚到来、去月廿六日夜、久世二郎と号する悪党等が、安芸入道住宅に打ち入り、放火狼籍をなし、翌日退出したという書状がきた、と記している。

警備の手薄な官衙領を狙った物盗りと見られるが、文中に悪党の語句があり、廿八日守護に注進して受理されているので、悪党事件として記しておく。

9、江見五郎左衛門入道々源、因島侵入

観応二年（正平六年・一三五二）四月の京都東寺雑掌定祐の申状によれば、この島は去る建武五年正月十日河内国新開庄の替え地として、寄付を受け、長日大勝金剛供並びに千手供之料所として、重要な所である。

先に広沢五郎等が押領したが、御使をくだされて、回復し知行していた處、去年十一月以来東道源が率いる大勢が打ち入り、雑掌を追い出して押領しました、早く定置の法にまかせ、奉書を下され、御使に命じて濫妨を退け、下地を雑掌に沙汰付けいただくように、粗言上如件、と訴えている。

この申条の結末は史料がないので分からない。江見氏は美作の出で、赤松系といわれ、備中などにも土着した土豪と見られる。

10、鞆浦小松寺雜掌賢性得良郷違乱

觀心二年（正平六年・一三五二）七月六日付けの工藤右衛門の有田三郎左衛門尉に対する施行状によると、浄土寺雜掌寂明の訴状によれば、得良郷（世良郷）の地頭職を鞆浦小松寺雜掌賢性が違乱した、これに対して、去月廿九日に濫妨を退ける奉書が出されたが、若し子細あれば起請文の言葉を副えて注進せよ、と実行を催促している。

同じものは宮盛重、梶原光房にも出されているが、決着は不明である。これを悪党事件と見るかどうか疑問であるが、侵入者が寺の雜掌であり、寺同志の勢力争いの傾向はあるが、違乱内容が地頭職掠取であることから、かなり組織的な動きが窺がえる。得良郷については永徳年間（一三八一〜一八三）に地頭が、広沢仁賀勘由左衛門に犯され、これに対して守護山名時義が、守護代長町近江守に宛てて、濫妨を退け厳しく処置するように命じた下知状があり、かなり遅くまで、悪党活動が見られる。

11、世羅郡泉村へ小分十郎一族が濫妨

世羅郡泉村は文和二年（正平八年・一三三三）九月十三日の備後守護岩松頼宥打渡状によつて、三吉覚弁に勲功の賞として与えられた所領である。それが文和二年十二月の三吉覚弁の申状によれば、ここに小文十郎以下一族が動乱の際に打ち入り、地頭職を奪い、非分の濫妨をはたらいている、ちょうど惣領三吉備後守秀經が御即位料足使節の下向に同行してくるので、使節の御前において御判御教書なされて、濫妨人を退けられるように言上いたします、とある。

覚弁自身が武力を持ち、かつては因島の悪党を退治した実力者が、自

力回復をはからないで、訴え出るところに、侵略者の方にも何らかの背後の勢力が窺われる。単なる悪行集団でなく、政治的背景を持つものとして、悪党事件と言えるのではないだろうか。

12、祇園社領小童保をめぐる悪党事件

甲奴郡小童保^{ちひほ}は京都祇園社領である。この莊園をめぐる、文和三年（正平九年・一三五四）から応安二年（正平二十三年・一三六八）まで、数通の文書があり、たびたび濫妨が行なわれている。

①文和三年幕府引付頭人仁木頼章から、守護岩松頼宥に宛てた奉書に、小童保の領家職が、二加四郎左衛門尉並光清左衛門尉に押妨されたので、これを停止させ所務を回復するように命じている。二加（仁賀）光清いづれも三良坂町の在地名で、これらの武士は広沢系の者で、広沢氏の勢力の進出を示している。これについては年月不詳ではあるが、足利義詮が御教書を出して

「不日停止二加四郎左衛門尉、光清左衛門尉等押領」

と言っているの、間もなくかたづいたと思えるが、その処置として、半済外の下地においては、雜掌に沙汰付けせよと言っている。守護が直接事にあつたので、「不日（間もなく）」排除できたのであるうが、この莊園にすでに半済が行なわれていたらしいことを示している。尊氏が近江・美濃・尾張三国に、臨時の制度として施行してからわずか二年後のことである。

②二加四郎左衛門等が再度侵入し押領している。貞治二年（正平一八年・一三六三）幕府引付頭人斯波義高から、守護細川頼宥に宛てた奉

書に、小童保が二加四郎左衛門、広沢中務丞に押領されたので、早々に妨げを退け下地を雑掌に沙汰付けし、請取状を取れよ、緩怠があつてはいけない、と指示している。

この二加はすでに文和三年(正平九年・一三五四)にも侵入している。この度は、より有力な広沢一族と組んでの行動である。

しかし、守護細川氏は動かなかつたようで、貞治五年六月二十四日再び斯波義高から、洪川義行に処置を命じている。それによれば、

「先度被仰之処、不事行云々」

とあり、改めて洪川氏に命じたことが分かる。この年は洪川義行が九州探題となり、備後守護を兼ね入国した年である。領国化を目指す守護にとつて、在地の有力地頭(武士)と関係を深め、やがて被官化していくのは、一つの筋道である。こうしたことから、細川氏は三年もの間、事をうやむやにしていたのではなからうか。そこへ新しく洪川氏が入って、従来の因縁のない立場で事を処理したのでらう。

この事件について貞治五年正月十九日に、守護洪川義行が守護代尾崎加賀守に宛てて、小童保が押領されたので、それを排除し、社家の雑掌に沙汰付けせよ、と命じている。

しかし、幕府から洪川義行に排除命令が出たのは、六月二十四日であり、これに対して、守護代尾崎加賀守から、九月十五日付けで、御施行の旨に任せ、下地は社家の代官正俊に打ち渡しました、という打渡状がある。

これにより六月から九月の間に処理されたことが分かる。そうする

と、正月十九日の義行から守護代に命じた下文をどう考えたらよいか疑問が残る。これは細川時代、依然として押領状態が続いており、度々、訴状が出ていたので義行が着任早々、懸案事項の処理の一つとして行なったものであろう。六月に再び正式の命令が来たので、最終処理を行なったものと思われる。

③しかし、この事件はここで片づかず、翌貞治六年四月十四日、山名時氏(幕府引付頭人)から洪川義行に次のような奉書が出されている。

祇園社前執行法印顕詮が、小童保が広沢中務丞と日向五郎に、濫妨されたと重ねて訴えてきた、度々仰せられるところであるが、いまだに処理されていない、どうしたことか、ただちに下地を社家雑掌に沙汰付けし、請取状を出すこと、ぐずぐずしてはいけない、とある。

これによると、前年の措置以降も、依然濫妨は続いており、洪川氏もいちいち処置していなかったようである。

更に翌々年(応安二年(一三六六)七月廿九日、守護代尾崎政利から、去る六月廿六日御施行の旨に任せて、重ねて雑掌に沙汰致しおりました処、広沢中務丞が弓箭を帯して、合戦を仕掛けてきました、どのようにならうか、若しこのことについて、偽りを申せば八幡大菩薩の御罰を蒙るものです、御指示ください、という請文が出されている。

これから見ると、武力の弱い寺社領は絶えず侵略の危機にさらされており、侵略者も南北朝とか、尊氏方、直義方とかの大義名分に拘らず、弱いところを狙った感がある。既成の社会秩序の中に、自己存在を主張した名誉ある悪党の様変わりを示している。寺社領であること、在

地主豪武士に対する守護の微妙な関係が窺われ、守護は自己の領分に直接関係がないかぎり積極的には動かなかったようである。

13、太田庄内宇賀郷秋光名の濫妨

永和四年（天授四年・一三七八）三月廿一日の將軍義満が御教書を地頭太田式部丞に出している。

それによれば、高野山金剛峯寺雑掌の訴えによると、太田庄宇賀郷秋光名を、国富藏人が違乱した、甚だ不届きである、早々に彼の妨げを退け、下地を雑掌に沙汰付けし、請取り状を提出せよ、緩急あるべからず、と厳しく沙汰している。

同一の文書が宮盛重にも出され、所謂、両使体制を以て臨んでおり、一地域の小盗人の事件とは思われない侵入者国富藏人は、甲奴郡国留村（現上下町）が元和五年の備後国知行張に「国富村」とあることから、その在地武士と見られる。どのような人物かはよく分からないが、国留村に残る干丸松城について、一本古城記に

「和智和泉守入道長元 延文年中此を開基和智村より来たる」（広島県の地名）

とあり、和智一族が入って在地名を名乗ったもので、ここでも和智氏の拡張政策が見られる。侵入を受けた太田庄の地頭太田氏は直接、個人的に動かず、寺の訴状による幕府からの指示によって動くと言う形式を取っている。しかも、宮氏も動かし両使という形を取っている。所領が直接には社領であり、近隣の土豪と直接対立することへの配慮が見られる。戦国期のような力と力で直接対決するのは少し違いを見せている。

14、備後名譽の悪党は？

以上、備後における悪党について手近の史料を集めたみたが、このような現象は多かつただろうと思う。地域の自然現象・生産関係を無視した荘園体制の中で、自然を活かし、農民とともに生きる在地土豪、荘園や狭い村の境域を破り、広域生産圏を志向する新しい階層にとつて、手薄な寺社領は格好の狙い場であった。

しかし、権威の権化である寺社領である。侵入するものも、防ぐものも念の入った手続きをしているところに、中世の息吹が感じられる。備後の悪党として、日本の歴史に名を連ねる、名譽の悪党は見当たらないが、文保二年（一三二八）幕府が西国鎮庄のため、使節を山陽・南海十二か国へ派遣した。そのうちで人名の判明するのは、播磨と備後である。備後では、伊地知民部大夫長清、藍原左衛門入道定光、大田又二郎納などである。

歴史を動かす名譽の悪党はいないが、悪党狸獺国、十二か国の一つとして、鎮庄使が派遣された名譽の？歴史を持っている。